

自然環境局野生生物課外来生物対策室

1. 事業の概要・必要性

平成22年10月の生物多様性条約第10回締約国会議では、2020年までに侵略的外来種とその定着経路を特定すること等を掲げた愛知目標が採択された。さらに平成24年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」では、愛知目標を達成するための主要行動目標として対策の強化による侵略的外来種の根絶等が掲げられた。

一方、平成25年6月に改正された外来生物法において、交雑種が特定外来生物の指定対象として新たに位置づけられ、また、改正法案の国会審議において交雑種を含む特定外来生物の積極的防除を政府に求める付帯決議が衆参両院でなされた。

これらの動向を踏まえて、優先度の高い侵略的外来種の防除を効果的・効率的に推進する。

2. 事業計画

(1) 特定外来生物防除直轄事業

生物多様性の保全上重要な地域において防除事業を実施する。

- ① 世界自然遺産の候補地である奄美大島及び沖縄島やんばる地域において、希少野生動物等を捕食するマンガースの完全排除を目指し、集中的なワナの配置、低生息密度下でのより効率的な防除手法の導入等を行い、効果的な防除を実施する。
- ② ラムサール条約湿地などの重要湿地において、オオクチバス等の防除を実施する。

(2) 侵入初期外来生物緊急防除事業

スバルティナ・アルテルニフロラやアカゲザルとニホンザルの交雫種等、侵入初期の外来生物について、分布を拡大する前に緊急的に防除を行い、根絶や封じ込めを行う。

(3) 広域分布外来生物対策強化促進事業

広域に定着し分布を急速に拡大しているアライグマ、ヌートリア等について、最新の分布情報等を収集するとともに地方公共団体との間で共有を図り、各地方公共団体における迅速かつ効果的、効率的な防除を促進する。

3. 施策の効果

外来生物による日本の生態系等に係る被害を防止・低減し、我が国の生物多様性の保全を図る。特にマンガースの防除を重点的に実施しているやんばる地域・奄美大島は世界自然遺産の候補地となっており、防除を強力に進める必要がある。

対策が遅れると外来生物の増加により被害が拡大し、対策に係る経費が増大するため、早期に防除を行う必要がある。

わが国の生物多様性に重大な影響を及ぼす外来生物の防除を効果的に推進

1. 特定外来生物防除直轄事業

→ 世界自然遺産候補地等、わが国の生物多様性保全上重要な地域における防除

- ・マングース防除(奄美大島・沖縄本島やんばる地域)
- ・オオクチバス防除(ラムサール条約湿地)



2. 侵入初期外来生物・交雑種緊急防除事業

→ 最も費用対効果の高い侵入初期における緊急防除

- ・スバルティナ・アルテルニフロラ、タイワ NSジオ
- ・アカゲザルとニホンザルの交雑種 等



3. 広域分布外生物対策強化促進事業

→ 広域に分布拡大しつつある外来生物に対する情報収集・共有など、地方公共団体との連携強化

- ・アライグマ、ヌートリア防除

